

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	第2回東村山市立社会福祉センター事業内容検討会			
開催日時	平成29年7月27日(木) 午後6時～午後8時			
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室			
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津英彦会長、鈴木博之副会長、高橋節夫委員、藤原幸博委員、秋元厚彦委員、松浦弘子委員</p> <p>(市事務局) 河村克巳健康福祉部次長、黒井計子生活福祉課長、土屋久美生活福祉課課長補佐、谷知彌生活福祉課自立支援係長、進藤岳史高齢介護課長、岩崎盛明高齢介護課地域包括ケア推進係長、小倉宏幸障害支援課長、加藤博紀障害支援課課長補佐、宮本辰憲障害支援課事業係長、花田一幸健康増進課長、江川裕美健康増進課課長補佐、荻野緑健康増進課保健予防係主任保健師、新井泰徳地域福祉推進課長、竹内亜紀地域福祉推進課調整担当主査</p> <p>●欠席者： なし</p>			
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	傍聴者数	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 挨拶3. 職員紹介4. 議事 再生イメージについて (1) 多種多様な職場開拓 (2) 福祉作業所 (3) 健康寿命の延伸と地域醸成加速に向けた事業 (4) 知的障害成人余暇活動支援 (5) 喫茶コーナー (6) その他5. 次回開催について6. 閉会			
問い合わせ先	健康福祉部地域福祉推進課 担当者名 竹内 電話番号 042-393-5111 (内線3184) ファックス番号 042-394-7399			

会 議 経 過

1. 開会
2. 挨拶
3. 職員紹介

4. 議事

再生イメージについて

事務局：社会福祉センターは昭和52年に設置され、築40年が経過している。条例に沿って、これまで高齢者や障害者の福祉の向上を図るための事業が実施されてきたが、耐震診断をきっかけに、今後、時代のニーズに合った施設へ再編する必要がある、協議してきた。今回、社会福祉センター全体のコンセプトを「人とつながり、地域でいきいきと暮らしていくための拠点」として、事業提案をしていきたい。

(1) 多種多様な職場開拓

事務局：(資料1参照)

平成27年度よりほっとシティ東村山を開設している。そこで、就労意欲はあるけれども、就労先がなかなか決まらない方が一定数おり、そこに特化した職業紹介が課題となっている。また、生活困窮者自立相談窓口として開設しているため、気軽に相談することができず、生活に切迫した状態で相談に訪れる方が多く、早期支援も課題となっている。この課題を踏まえて、シルバー世代等を中心とした『生活に関する問題（住まい・借金等）は抱えていないが、将来的な困窮が想定される方』に対し、寄り添い型の就労支援等を行うことで、生活困窮への予防・早期発見を図ることを目的としている。

事業の対象者は就労困難者、支援が遅れると将来的に生活困窮に陥ることが予見できる者としており、事業の利用者と考えられる高齢世帯やひとり親世帯が、生活に困り、ほっとシティ東村山に相談に訪れた数の実績から一定数のニーズがあると考えている。

事業内容は、働く意欲がありながら、子育てや年齢、健康や家族の問題等によりハローワーク等での就労活動では、就労決定が困難な方に対し、そのような事情を考慮した案件を開拓し、支援・紹介・あっせんを行う等、ハローワーク（一般就労）とほっとシティ東村山（生活困窮者）の中間層の就労希望者に対する支援を充実させることで、生活困窮に陥る前の自立強化策としての役割を果たす、また、生活困窮などといった枕詞のつかない就労支援窓口とすることで、相談の敷居を下げ、様々な相談者が訪れることが予測でき、その中から生活困窮者を早期発見し、現状よりワンテンポ早くほっとシティ東村山に繋ぐことを目指している。

委員：困っているという相談があり、ほっとシティにつなぐというようにスクリーニングをするというイメージなのか。

事務局：ほっとシティは就労だけではなく生活全般の問題を抱え困っている人が相談に来る。多種多様な職場開拓は、生活に困っている人ということではなく、就労に特化した支援を第一に考えている。ハローワークで職業紹介されても本人のみで動くのが難しい方や子育て世帯や高齢といったことから働く時間が限

られている方の支援を想定している。そういう方が就労へつながることで将来的に生活困窮になるのを防ぐことができると考える。また、相談支援員を配置する予定であり、そこからほっとシティにつなぐことも考えられる。

委員：生活困窮者といったことに限らず、誰もが相談しやすくということだが、対象者はほっとシティから振り分けをするようなイメージなのか。

事務局：ほっとシティでは早い段階で相談に繋がるのが難しい現状となっている。逼迫した状態で相談に来られた場合、支援の選択肢が限られてしまう。少しでも早く、より選択肢の多い段階で希望に沿った自立への支援をしていきたい。

委員：ほっとシティでも就労支援の実績があると思う。相談に来る人はぎりぎりの状態になるまで相談に来ないと思うので、利用者像がいまいち分からない。

事務局：ほっとシティの相談の中で、年金で何とか生活はできているが+αの収入が欲しいというニーズがあるため、メインターゲットはシルバー世代と考えている。

委員：相談窓口が広がるのは良いことだと思うが、広報が難しいのでは。シルバー人材センターやハローワークにつなぐだけではないのか。

事務局：ハローワークとは違い、短時間でもできる仕事があるというように周知していき、仕事を探す余裕がない方にいろいろな働き方や働き場所を提供することを考えている。短時間でも就労することで、結果的に生活困窮にならないようにするということを目指している。

会長：具体的な職場開拓をどのようにしていくのか。夜間専門で割りのいい仕事開拓をする等、特別な職場開拓をすることに意味があるのでは。働くことで健康が維持できるということもある。周囲とのかかわりを持たない高齢者が心配になることも多く、一度閉じこもりになると抜け出せなくなる。一定程度、社会との繋がりを持ち、その中で若干の収入が得られるとなるとほっとシティよりも広く考えられる。が、ひとり親家庭については短時間労働では自立が難しく、一般就労につなげる必要があるためなじまない部分があるのではないかと。また、資料にあるニーズの根拠の数字が少なく頼りないと思う。これらの点について、明確でない部分があるため、今後、コンセプトを明確にして欲しい。

(2) 福祉作業所

事務局：(資料2参照)

現在の社会福祉センター1階で、社会福祉法に基づき高齢者等に就労の機会を与え、自立を助長させることを目的に社会事業授産施設として福祉作業所を運営している。現在、市内に居住する高齢者、被保護者、身体障害等の理由で一般就労が困難な方28名(平成29年5月末時点)が利用しており、規則正しい生活を送ることで、健康の維持にも役立っているものと考えている。社会福祉センターの再生後も事業内容の大きな変更は考えていないが、高齢者等のニーズに応じた仕事が提供できるよう、授産内容や作業方法等を検証し、就労の場としてさらに効果・効率的に工賃向上に取り組む施設へと段階的に移行していくことで、本事業を必要とされているかたの更なる福祉の向上を目指していきたい。

会長：現在、福祉作業所の休憩室になっている部分について、お昼を食べるためだけのスペースになってしまうのはもったいない。再生の際には検討していくべき。

委員：一般就労が大変ということで、福祉作業所を積極的に選んでいる人がいるの

ではないか。

委員：手帳の有無に関わらず身体や精神障害があり、一般就労が難しい人が就労し、利用者に応じた支援をしている。一般就労と同時に利用していた人もいたが、様々な理由から最終的に福祉作業所のみを選んだという人もいる。他の法定のサービスの利用が可能な人にはそれらのサービスを紹介している。

委員：自立を目指すとなっているが、対象となる人が広がるのか。

事務局：他の事業との連携も含めて整理していく。また、(1) 多種多様な職場開拓の受け皿になっていく可能性もある。

委員：定員の増はするのか。

事務局：定員増は考えていない。福祉作業所の設置については、定員20名以上の条件があるため、この条件を基に検討していきたい。

委員：仕事の受注量増は見込めるのか。

委員：過去には複数社と提携していたが、現在は1社との提携に絞っている。この会社とは信頼関係が築けていて仕事がなくなるということはない。現在の受注量を基本としていきたい。

委員：ステップアップに向けた新たな取り組みは考えているのか。

事務局：新たな取り組みは考えていきたいが、今後、他の施設等を参考にし、具体的に検討していきたい。

委員：時代のニーズに合ったものにしていくこと良いことだが、各制度の狭間の人の支援は今後も必要なため、そこも踏まえて検討して欲しい。

(3) 健康寿命の延伸と地域醸成加速に向けた事業

事務局：(資料3参照)

「健康寿命の延伸」と「地域における健康づくり、介護予防」といった気運を高めることを目的として考えている。住民が求める健康寿命延伸のための施策、健康づくりに資する施策は多種多様なものである。また、介護予防と一口で言っても、体操や脳トレといった一般的に想定されるメニュー以外であっても、介護予防に資する活動はある。どのような事業が住民ニーズに合致するものであるのかを十分に把握することは困難な面もあることは否定できない。また、地域において「活動の場」が求められていること等を踏まえ、市が「地域の縁側」として活動できる場を提供したい。また、地域においては何らかの活動を希望する団体や、地域デビューを考えている方々もおり、何かの活動を始める時に大きなハードルになるのは、活動の場所である。平成27年度の市民協働課の調査「地域コミュニティ意識調査」においても「地域コミュニティ活性化のために行政に期待すること」といった質問で、情報提供が46%で1位、2位は活動の場の提供で40%となっている。

委員：今後、コーディネート機能をどのようにしていくのか。

事務局：事業の形態は時間やニーズの変化に対応することが必要である。地域住民の方の発想やニーズをプレゼン形式で応募してもらい、事業実施をしていきたい。その際は優先予約を可能としていくが、現在、集会室を利用している人の事情も念頭に置き、対応を図りたい。

委員：ただ貸すだけではなく、事業支援もしていくのか。

事務局：今後の事業展開の相談等の支援もしていきたい。

委員：考え方はいいと思う。事務所的なものを恒常的に使わせる予定か。

事務局：事務所を置きたいや荷物を置きたいという要望にも対応していきたいと考えている。

委員：高齢者を対象としていない団体からも使用したいという要望もある。

委員：パーティションで3つの部屋をつなげる等、大きい会議室として使用したいという要望もある。

(4) 知的障害成人余暇活動支援

事務局：(資料4参照)

障害のある青年・成人の障害者が日中活動や就労後に障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、集団活動を行うことにより、地域における障害者のコミュニケーション能力など社会で生きる力の向上を図ることを目的として、平日は、通所後の15時30分から20時までとし、土曜日・日曜日・祝日は9時から18時までとし、障害特性等を踏まえ、入口近辺での開所は避けたいと考えている。なお、知的障害成人余暇活動については、東村山市障害者自立支援協議会で、障害児については、児童福祉法のサービスとして「放課後等デイサービス」があるが、成人期では、日中活動後等のサービスがないことから、成人障害者の余暇等を目的としたサービスが必要ではないかとの意見が出ている。また、障害当事者の保護者及び特別支援学校PTA保護者からの要望書において、知的障害のある方の就労後や土曜日・日曜日の居場所としての余暇活動等を行う場が欲しいという要望がある。また、平成29年3月末現在で青年・成人期の余暇活動支援事業を実施している市は「立川市」、「昭島市」、「国分寺市」となっているが、不定期の開催となっている。

なお、事業費については都より1/2の補助事業の対象となっている。

委員：既存の作業所等でも日中プログラムや余暇活動を行っているところもある。どの程度の利用者を想定しているのか。

事務局：18、19時までそのような事業を実施している事業所があると聞いているが、実施していない事業所もあるため、その人の行き場になればと考えている。また、家族が忙しい等の理由で1人になる場合も考えられる。具体的な数字としては把握できていないがニーズはあると考えている。

委員：ニーズがどの程度あるのか、数字の把握は必要では。

委員：年5回、日曜クラブという知的障害者の余暇活動を開催している。毎回13名程度の参加がある。通所先だけではフォローできていない部分もあると思うので、ニーズは見込まれると思う。

委員：愛の園が使用していた部分で行うのか。

事務局：場所については、今後、検討していきたいが、現在の案としては福祉作業所の休憩室として使用している部分でも実施ができると考えている。

委員：スペースの確保が必要と思うが。

事務局：過去、福祉作業所の休憩室で20人規模の事業を行っていたため、そのスペースがあれば可能と考えている。

委員：20人規模を想定しているのか。

事務局：法定サービスとされている地域活動支援センターは10人以上と規定されている。その代替事業として位置付けたいと考えているため、10人程度と考えている。

委員：知的障害者に限定しているのか。

事務局：精神障害者の方は地域活動支援センターを利用している。また、身体障害者の方は、入浴介助等、ヘルパーによる生活支援で対応していることから、知的障害者を対象と考えている。

会長：重度の知的障害者の方は日中活動と余暇活動の区別がつきにくい。人、時間、場所がセットになって理解しているため、違った場所、時間に行くとなると、しばらく落ち着かないといった問題が生じていくと思う。今後、より詳細に内容を詰めていってもらえればと思う。

(5) 喫茶コーナー

事務局：(資料5参照)

平成28年度より就労準備支援事業を開設しており、その就労準備支援事業の一環として、一般就労に向けた中間就労の場としての活用、また、社会福祉センターの機能を連携させる、そして、集会室へのお茶の販売、地域活動後の飲食等により「人とつながるための場」として活用することを目的として考えている。また、長く仕事からは離れているといった就業する対象者の特性等も考慮し、火を使つての調理等を行わず、ドリンクと軽食等の提供を想定している。また、開設後、従業員が市内を回り、特産品等の扱いも扱えるよう検討していきたい。

委員：火を使わないとしているが、火を使わないとなると限定されてしまう。健常者が常駐しないのか。喫茶として考えた場合、北山公園を散策後、一般の人が立ち寄り、郷土料理を食べることができるといったようなものが付加価値になる。一般の人の利用を想定し、調理場を活用するべきでは。障害者のみで運営するのではないため、最初から限定せず、広げて考えた方が良いのでは。

事務局：就労支援準備事業の一環として位置付けているため、まずは簡単なものの提供を考えているが、火の使用については、現在、想定していなかったため、持ち帰って検討したい。

会長：一般の市民に開かれたものにする必要がある。集会室の利用者や事務所の職員が利用できるよう、広げたほうが良いと思う。

委員：いろいろなものを調理するとなるとフードロスにつながる可能性もある。その点についても、焼き菓子やあたたため直しての提供にする等、やり方を考慮する必要があるのではないか。

会長：イメージアップをどうするのかも考える必要がある。食べ物は人を集めるのに大きな役割を持つ。就労支援の場として活用することも必要だが、集客力を高めることも検討する必要がある。

(6) その他

委員：相談体制を必要とする事業も多く感じた。包括支援センターから1名派遣して対応する等、総合的な相談体制のモデルとなれば良いとも思った。

委員：スタッフの数といった事業体制等については示されるのか。

事務局：今回は事業の実施スペースを含め、本日いただいた意見を基に整理をした案を提示する予定。事業実施体制については、どのように提示するのか検討したい。

5. 次回開催について

平成29年9月7日(木) 18時～ いきいきプラザ2階学習室

6. 閉会